

平成 27 年第 2 回（6 月）大磯町議会定例会

議 案 第 41 号 説 明 資 料

平成 27 年 5 月 26 日

ポートハウスてるがさきの設置、管理等に関する条例

資 料

制定概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ポートハウスてるがさきの概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～3
制定内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3～6

産業観光課

ポートハウステるがさきの設置、管理等に関する条例

○ 制定概要

大磯港及びその周辺の海浜地域は、海や砂浜で行うスポーツ、釣り、磯遊び、アオバトの観察などで様々な用途で多くの方が楽しみ、親しんでいる地域であり、「大磯町新たな観光の核づくり基本計画」においても、「ブルーパーク」の中核として位置付けるなど、本町の重要な地域資源となっています。

また、今後、延伸が計画される太平洋岸自転車道に接していることから、大磯港から自転車による町内周遊や広域的な自転車ネットワークの構築など、今後更なる展開が見込まれます。

この地域に位置する照ヶ崎プールの機能を拡充し、通年開放することで、港湾・海浜地域における利用者の利便性の向上を図り、また大磯港から町内周遊の起点として活用することにより、「ブルーパーク」における拠点施設として活用するため、従来の「照ヶ崎プール」を新たに「ポートハウステるがさき」として設置し、その管理等に関する条例を制定するものです。

○ ポートハウステるがさきの概要

1 位置付け

ポートハウステるがさきは、主に次の4つの機能により、大磯港が「みなとオアシス」化を目指すうえでの活用拠点の一つとして位置付けます。

- (1) 港湾・海浜地域の利用者の利便性・快適性の向上
- (2) 大磯港を起点とした町内観光の拠点
- (3) 長距離移動者のための休憩機能
- (4) 夏のレジャー施設としてのプール機能

2 施設内容

ポートハウステるがさきの施設は、次のとおりです。

- (1) 照ヶ崎プール
- (2) 管理休憩棟

3 管理・運営体制

- (1) 開設期間・開設時間

- | | | |
|---------|------|-----------------|
| ①照ヶ崎プール | 開設期間 | 7月1日から8月31日まで |
| | 開設時間 | 午前8時30分から午後5時まで |
| ②管理休憩棟 | 開設期間 | 1月4日から12月28日まで |
| | 開設時間 | 午前8時30分から午後5時まで |

- ③町長が必要と認めるときは、開設期間・開設時間を変更することができるものとします。

(2) 管理方法

- 施設には常駐の管理員を1名配置し、施設内の安全管理、簡易清掃、利用者への各種情報提供、使用料の徴収等を行います。
- 指定管理者制度を導入できるように、条例に規定を盛り込みます。

(3) 使用料・利用料金

①使用料（＝町長が管理運営を行う場合）は、次のとおりとします。

ア 照ヶ崎プール開設期間

利用施設	区分	使用料	
		個人	団体 (10人以上)
照ヶ崎プール 管理休憩棟温水シャワー	町内	300円	200円
	町外	400円	300円

※中学生以下は、無料とします。

イ 照ヶ崎プール開設期間以外の期間

利用施設	使用料
管理休憩棟温水シャワー	200円

※小学校就学前の者は、無料とします。

②利用料金（＝指定管理者が管理運営を行う場合）は、次の額を上限とし、その範囲内において町長の承認を得て定めるものとします。

ア 照ヶ崎プール開設期間

利用施設	区分	利用料金	
		個人	団体 (10人以上)
照ヶ崎プール 管理休憩棟温水シャワー	大人	町内	300円
		町外	400円
	小人 (小・中学生)	町内	無料
		町外	200円

※小学校就学前の者は、無料とします。

イ 照ヶ崎プール開設期間以外の期間

利用施設	利用料金
管理休憩棟温水シャワー	200円

※小学校就学前の者は、無料とします。

③表中の「町内」「町外」については、「町内＝本町に住所を有する者」とし、「町外＝本町に住所を有しない者」とします。

④指定管理者が管理運営を行う場合における利用料金については、指定管理者の収入とします。

4 今後の予定

(1) オープン時期

○平成27年6月27日(土)からとします。

○オープニングセレモニー

平成27年6月27日(土) 午前8時15分～(予定)

○今年度の照ヶ崎プールの開設は、平成27年7月18日(土)からとします。

(2) レンタサイクル事業の試行導入

○ポートハウスてるがさきの開設に併せ、大磯港から町内を周遊するためのメニューの一つとして、レンタサイクル事業に試行的に取り組みます。

○台数等：電動アシスト付自転車 5台以上を導入

○貸出料：今年度は無料での貸し出しとします。

○事業開始予定：平成27年9月からとします。

○ 制定内容

第1条 条例の趣旨を定めます。

この条例は、ポートハウスてるがさきの設置、管理等について必要な事項を定めるものとします。

第2条 ポートハウスてるがさきの設置について定めます。

大磯港及び周辺海浜地域の様々な利用者の利便性の向上を図り、また町内周遊の起点として活用する機会を創出するための施設として、ポートハウスてるがさきを設置することを定めるものとします。

第3条 ポートハウスてるがさきの施設について定めます。

ポートハウスてるがさきは、次の施設で構成することを定めます。

(1) 照ヶ崎プール

(2) 管理休憩棟

第4条 施設の開設期間・開設時間について定めます。

施設	開設期間	開設時間
照ヶ崎プール	7月1日～8月31日	午前8時30分～午後5時
管理休憩棟	1月4日～12月28日	

※町長が必要と認めるときは、開設期間・開設時間を変更することができるものとします。

第5条 施設の利用許可について定めます。

施設の利用許可の手続き等について定めます。

第6条 施設の利用許可の取消し等について定めます。

施設の利用制限、利用許可の取消し等の事由について定めます。

第7条 使用料について定めます。

(1) 照ヶ崎プール開設期間

利用施設	区分	使用料	
		個人	団体 (10人以上)
照ヶ崎プール 管理休憩棟温水シャワー	町内	300円	200円
	町外	400円	300円

※中学生以下は、無料とします。

(2) 照ヶ崎プール開設期間以外の期間

利用施設	使用料
管理休憩棟温水シャワー	200円

※小学校就学前の者は、無料とします。

第8条 使用料の減免について定めます。

町長が必要と認めるときは、使用料を減額・免除することができる規定を定めます。

第9条 使用料の還付について定めます。

町長が必要と認めるときは、使用料を還付することができる規定を定めます。

第10条 指定管理者による管理について定めます。

ポートハウステルがさきの管理を指定管理者が行うことができる規定を定めます。

第11条 指定管理者の業務について定めます。

指定管理者が行う業務内容について定めます。

第12条 指定管理者の指定の申請について定めます。

指定管理者の指定に係る申請要件及び手続きについて定めます。

第13条 指定管理者の指定の基準について定めます。

指定管理者の指定に必要な基準について定めます。

第 14 条 指定管理者の指定等の告示について定めます。

指定管理者の指定、指定の取消し、指定管理業務の停止等を行ったときの告示について定めます。

第 15 条 指定管理業務の基準について定めます。

指定管理者が行うべき管理業務の基準及び指定管理者と締結する協定に記載する事項について定めます。

第 16 条 事業報告書の提出について定めます。

指定管理業務に関する事業報告書の提出について定めます。

第 17 条 指定管理者の指定の取消し等について定めます。

指定管理者の指定の取消し及び指定管理業務の停止の事由について定めます。

第 18 条 利用料金について定めます。

指定管理者が管理を行う場合、使用料に代わって利用料金を指定管理者に納付することを定めます。

利用料金は、次の表の額を超えない範囲内で町長の承認を得て定めるものとし、指定管理者の収入とします。

(1) 照ヶ崎プール開設期間

利用施設	区分		利用料金	
			個人	団体 (10人以上)
照ヶ崎プール 管理休憩棟温水シャワー	大人	町内	300円	200円
		町外	400円	300円
	小人 (小・中学生)	町内	無料	無料
		町外	200円	150円

※小学校就学前の者は、無料とします。

(2) 照ヶ崎プール開設期間以外の期間

利用施設	利用料金
管理休憩棟温水シャワー	200円

※小学校就学前の者は、無料とします。

第 19 条 利用料金の減免について定めます。

町長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額・免除することができる規定を定めます。

第 20 条 利用料金の還付について定めます。

町長の承認を得て定めた基準により、利用料金を還付することができる規定を定めます。

第 21 条 損害賠償等について定めます。

施設の損傷等に際しての原状回復・損害賠償について定めます。

第 22 条 委任について定めます。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとします。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行するものとします。

(大磯町町営プールの設置、管理等に関する条例の廃止)

2 大磯町町営プールの設置、管理等に関する条例（昭和46年大磯町条例第24号）は、この条例の施行に伴い、廃止とします。